

## 消費者団体訴訟制度のロゴ及びマスコットキャラクターのイラスト利用について

### 1. 趣旨

消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等を行うことができる制度です。

具体的には、事業者の不当な行為に対して、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、差止めを求めることができる制度(差止請求)と、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度(被害回復)があります。

この制度が消費者のみなさまにとってより身近なものになるよう、愛称を「COCOliS」(ココリス)」とし、マスコットキャラクターを制作しました。

※COCOliS (ココリス) : Consumer Organization Collective Litigation System

【消費者団体訴訟制度の英訳の頭文字より】


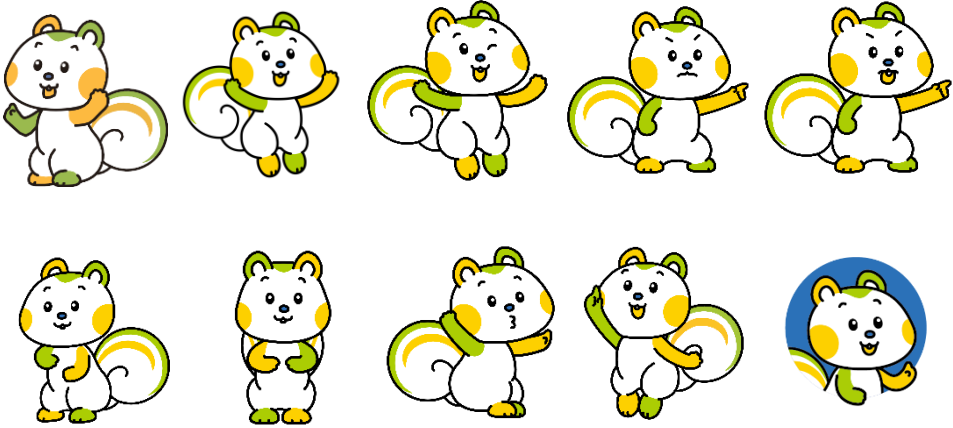

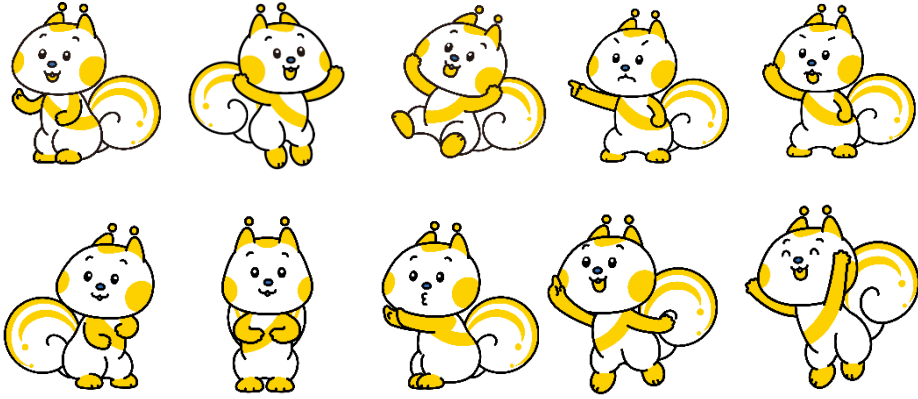

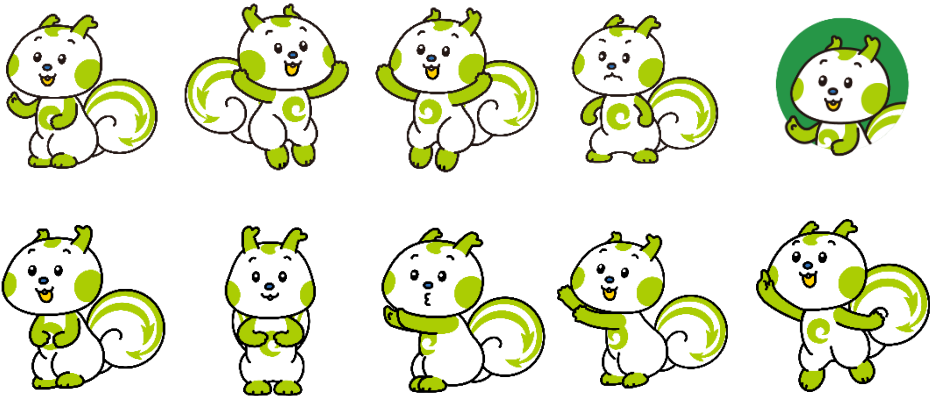
消費者団体訴訟制度「COCOliS (ココリス)」の周知啓発等のために利用される方に向けて、別紙のイラスト(以下「本イラスト」といいます。)の利用条件等を定めます。

### 2. 主な利用条件

(詳細は「消費者団体訴訟制度のロゴ及びマスコットキャラクターのイラスト利用規約」を御確認ください。)

- 本イラストを利用したい方は、あらかじめポータルサイトの申込フォームを通じてお申し込みください(3条1項)。内容を確認し、不備等がない場合には、提出から2週間程度で本イラストのデータを送付いたします(3条2項)。
- 参考資料として、本イラストを利用した広報媒体(ホームページ等の場合はURL)を、完成後速やかに電子メールで御提出ください(3条3項)。
- 本イラストの利用に際しては、下記事項を遵守する必要があります(2条)。
  - ・前記フォームに入力された利用目的及び広報媒体での利用であること。
  - ・上記「1. 趣旨」に沿ったものであること。
  - ・消費者庁の所管行政の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。
  - ・公益に資するものであり、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。
- 本イラストを利用する際には、必ず「消費者団体訴訟制度のキャラクター ここりす」、「差止請求のキャラクター てりす」、「被害回復のキャラクター とりす」の様に併記する必要があり、本イラストの改変にも制限があります(4条)。
- 本イラストの著作権その他一切の知的財産権は、消費者庁に帰属します(7条)。

別紙

1		4	
2		5	
3		6	

(※提供するデータ形式は png になります。4, 5, 6 については上記以外の画像を含みます。)

## 消費者団体訴訟制度のロゴ及びマスコットキャラクターのイラスト利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本イラストの利用を申し込まれた方（以下「申込者」といいます。）による本イラストの利用条件を定めるものです。お申し込みの前に必ず全文をお読みください。

### 第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1)「本イラスト」とは、消費者団体訴訟制度のロゴ及びマスコットキャラクターである「ここりす」「てりす」「とりす」に係るイラストをいいます。
- (2)「本データ」とは、本イラストの電子データをいいます。
- (3)「本利用目的」とは、本イラストの利用目的をいいます。
- (4)「本広報媒体」とは、本イラストを利用する広報媒体をいいます。
- (5)「本利用媒体」とは、申込者が本イラストを利用して作成した媒体をいいます。

### 第2条（利用許諾・対価）

1 消費者庁消費者制度課は、申込者に対し、本規約に規定される条件に従って、本イラスト（申込者が希望した図柄のもの）を、本利用目的及び次の各号に定める範囲内において、本広報媒体に利用することを、非独占的に許諾します。

- (1)「消費者団体訴訟制度のロゴ及びマスコットキャラクターのイラスト利用について」の「1. 趣旨」欄記載の趣旨に沿ったものであること。
- (2) 消費者団体訴訟制度の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。
- (3) 公益に資するものであり、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

2 前項に定める許諾の対価は、無償とします。

### 第3条（申込手続）

- 1 申込者はポータルサイト掲載の利用申込フォームに所定の事項を入力し、申し込む必要があります。
- 2 前項の申込みに不備等がない場合、申込者に対し前項の申込後2週間程度を目安として、本データを送付します。当該送付をもって、前項の申込みを承諾したものとします。
- 3 申込者は、本利用媒体が完成したときは、当該完成後速やかに本利用媒体を提供するものとします。

### 第4条（本イラストの改変・名称併記）

- 1 申請者は、表記利用目的に限り、本イラストを利用して本広報媒体を制作できます。また、申請者は、本イラストを一部改変して利用し、本広報媒体を制作することができます。ただし、本イラストの色彩や名称「ここりす」「てりす」「とりす」の改変及び消費者庁が意図するイメージを損なう改変はできません。
- 2 申請者は、本広報媒体の制作、配布のために必要な範囲で本イラスト及び改変したイラスト

(以下「改変イラスト」といいます。)の複製ができます。

- 3 申請者は、本広報媒体上の本イラスト及び改変イラストの傍らに必ず「消費者団体訴訟制度のキャラクター ここりす」の様に8ポイント以上で表示しなければなりません。ただし、サイズ等により当該表示ができない場合は、別途消費者庁と協議するものとします。

#### 第5条（禁止行為）

申込者は、本イラストの利用に際し、以下の行為を行うことはできません。

- (1) 本利用目的の範囲外又は本広報媒体以外への利用
- (2) 第2条第1項各号にそぐわない方法による利用
- (3) 本利用媒体の有償での配布
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗を害するおそれのある行為
- (5) その他消費者団体訴訟制度のイメージを損なう、又はそのおそれのある行為

#### 第6条（報告義務）

- 1 申込者は、消費者庁消費者制度課の求めに応じ、本イラストの利用状況その他求める事項を報告しなければなりません。
- 2 前項に基づく報告の結果、本規約の違反又はそのおそれがあると判断する場合、消費者庁消費者制度課は申込者に対し必要な改善を求めることができるものとします。

#### 第7条（知的財産権・非侵害保証）

- 1 本イラスト及び改変イラストに係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他一切の知的財産権は、消費者庁に帰属します。
- 2 申込者は、消費者庁に対し、改変イラスト及び本利用媒体が第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証します。

#### 第8条（再委託）

申込者は、本利用媒体の制作の全部又は一部を、第三者（以下「再委託先」といいます。）に委託することができます。この場合、申込者は、再委託先に対し、本規約に定める条件と同等の義務を課すとともに、再委託先に当該義務の違反があったときには、申込者による義務違反として、消費者庁に直接責任を負うものとします。

#### 第9条（消費者庁から提供された資料の取扱い）

- 1 申込者は、消費者庁から提供された書面、物品、電子データ等（本データ及び本イラストを含む。）及びそれらの複製物（以下「消費者庁資料」という。）を、善良な管理者の注意をもって保管及び管理しなければならず、消費者庁の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはなりません。
- 2 申込者は、消費者庁の指示がある場合には、消費者庁の選択に従い、消費者庁資料を直ちに返還又は破棄・消去した上で、その旨を書面又は電子メールで報告しなければなりません。